

令和7年度奨学金 ひたちなか市奨学生推薦基準（緊急申請分）

（貸与希望者から推薦を依頼された学校におかれましては、人物・学業・健康について調査、検討の上、下記推薦基準1から3までに合致すると認められる者についてのみ、奨学生推薦調書の作成をお願いします。）

1 人物について

- （1） 学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が生徒・学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
- （2） 奨学資金の返還について十分な責任感があると認められること。

2 学業（学力）について（在学する学年は、令和7年4月時点）

- （1） 大学、専修学校専門課程（以下「大学等」という。）第1学年に在学する者（卒業した高等学校で推薦調書を作成）
高等学校における第2学年、第3学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。
- （2） 大学等第2学年以上に在学する者（在学している大学等で推薦調書を作成）
大学等第2学年に在学する者は大学等第1学年の学習成績、大学等第3学年以上に在学する者は前2か年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。
- （3） 高等専門学校第4学年に在学する者（在学している高等専門学校で推薦調書を作成）
高等専門学校における第2学年、第3学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。
- （4） 高等専門学校第5学年に在学する者（在学している高等専門学校で推薦調書を作成）
高等専門学校における第4学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。

（注） 履修教科（科目）の評定は、5・4・3・2・1の5段階法によることとし、5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定をお願いします。ただし、大学等においては、優・良・可又はA・B・Cの3段階法によることとし、優・Aは4、良・Bは3、可・Cは2に換算して評定をしてください。

3 健康について

学校保健安全法による定期健康診断（最近1年以内に実施したもの）の結果により、修学上支障がないと学校側（推薦調書作成学校）が認めた者

（注） 支障がないかどうか学校側で判断できない場合は、あらためて医師による健康診断を受けてもらい、支障がないことを確認できた者について推薦調書の作成をお願いします。